

## 第12章 評価書（補正前）についての意見と事業者の見解

### 12.1 評価書（補正前）についての知事の意見及び事業者の見解

評価書（補正前）に対する福島県知事の意見及びこれに対する事業者の見解は、表 12.1-1 のとおりである。

表 12.1-1(1) 評価書（補正前）について述べられた知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
1 事業内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合には、再度、環境への影響を予測、評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。また、工事中又は供用開始後に、現段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合には、適切な対策を講じること。	現時点で事業内容を変更する予定はありませんが、変更する必要が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合には、再度、環境への影響を予測、評価した上で、必要な環境保全措置を講じてまいります。また、工事中又は供用開始後に、現段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合には、速やかにその原因を調査するとともに、必要に応じて関係機関に相談の上、必要な措置を検討、実施してまいります。
2 環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、利用可能な最良の技術の導入を検討するとともに、必要に応じて住民等に事業内容を丁寧に説明すること。	環境の保全に関する最新の知見を収集し、環境影響評価手続きで検討した以上の適切な技術が利用可能な場合には、導入を検討いたします。新設施設から発生した排出ガスは、二次燃焼室で完全燃焼してダイオキシン類を完全に分解、廃熱ボイラーで蒸気を回収した後、急冷塔で概ね200℃以下としてダイオキシン類の再合成を防止するなどの技術を導入し、地域環境への影響の低減に努めるとともに、必要に応じて地域の方々に事業の内容について丁寧に説明致します。
3 環境影響評価に用いる各種資料及び法令等の基準値等、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の記載内容について十分に精査し、分かりやすい内容とするよう努めること。	環境影響評価書（補正前）の記載内容を精査し、以下の修正を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書2-15ページ 表2.2-6の「10 転炉 (No.1～5 転炉)」の湿り最大排ガス量の数字217,919 [m<sup>3</sup><sub>N</sub>/hr] が誤っていたため、正しい値である271,919 [m<sup>3</sup><sub>N</sub>/hr] に修正しました。</li> <li>・評価書2-17ページ 図-2.2-11のフロー図に、海水の使用に関する情報を記載しました。</li> <li>・評価書3.1-29ページ 表3.1-18の河川水質の測定結果に、藤原川みなと大橋地点における健康項目の測定結果を追加しました。</li> </ul>
4 排ガス中の砒素の濃度低減対策として示されている、排ガス処理設備の増設及び新規局排設備の設置について、それらの効果を評価書に具体的に記載すること。	新設施設から排出される砒素のばい煙に関する計画値は、現在稼働している直島製錬所の同種施設実績値に安全係数をかけて設定しております。 一方で、既存施設の排ガス処理施設として新設を計画している局排設備は、除塵設備としてバグフィルター、スクラパーを有しており、能力はガス処理量で約120,000 [m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /hr] 程度の規模を計画しております。 この局排設備を新設することによる効果は、まだ計画段階であり、吸引処理するガスの砒素濃度を正確に見積もることが難しく、具体的な数値評価は困難ではありますが、現在の局排ガス処理量の1.2倍程度のガス処理増となります。よって弊所から大気に放出される砒素の低減効果が見込めると考えており、新設施設の寄与分を上回る砒素低減効果があると考えております。

表 12.1-1(2) 評価書（補正前）について述べられた知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p>5 水質の環境保全の観点から排水処理施設の適切な運転及び管理が重要であるため、排水処理施設における維持管理の方法並びに汚泥の生成量及び処分方法を記載し、施設の維持管理を具体的に示すことを検討すること。</p>	<p>排水処理施設における維持管理の具体的内容は、シクナーやフィルタープレスにおける定期的なメンテナンスの実施による設備能力の維持とする方針です。また、汚泥の生成量は990t/年程度と想定されますが、所内の既存施設で銅スラグ回収のための原料として再利用（工程繰返し）し、ほぼ全量が有価物である銅スラグとして回収されるため、所外での処分は発生しません。</p> <p>評価書2-18ページの表2.2-9に排水処理施設における維持管理の方法並びに汚泥の生成量及び利用方法を記載しました。</p>
<p>6 排水水質に関する計画値について、水素イオン濃度（pH）には計画値が記載されていないことから、環境への負荷を適切に把握するため計画値の設定を検討すること。</p>	<p>排水の水素イオン濃度（pH）の計画値は6.0～8.8に設定します。</p> <p>評価書2-16ページの表2.2-8に水素イオン濃度（pH）の計画値を記載しました。</p>
<p>7 放流先の周辺海域には藻場が存在していることを踏まえ、水生生物の産卵・生息場としての生態系の保全の観点から、藻場の状況把握の実施を検討すること。</p>	<p>放流先である港湾内には現状で藻場は分布しておらず、周辺部に分布している状況です。施設の稼働に伴う海域に生息する動物及び植物への影響はほとんどないものと予測されており、追加的な状況把握は不要であると考えますが、必要に応じて放流先の周辺海域の藻場の現況の詳細状況や、施設供用後の状況把握の実施を検討します。具体的には既存の資料の追加的な確認、漁協、福島県水産海洋研究センター等への聞き取り調査の実施を検討します。</p>